



北労発基 1201 第 1 号
平成 27 年 12 月 1 日

建設工事関係団体各位
建設工事発注機関各位

厚生労働省北海道労働局長



「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の積極的な取組について

建設業における労働災害の防止については、日頃より格別の御理解と御協力をいただいていることに対して厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動期間中における労働災害発生状況は、10月が死亡者数2人（前年1人）、11月が1人（前年5人）で、10月末現在の休業4日以上之死傷者数は、729人と対前年同期比36人減（4.7%減）と、当該運動の効果が見られる状況となっています。

このような状況の中、10月15日から30日までの間に全道17の労働基準監督署（支署）において、275現場に集中的な監督指導を実施したところ、当該運動に係る建設業関係各事業場（現場）の実施事項として掲げております、懸垂幕の掲示につきまして、多くの現場で取り組まれているとの報告を受けているところです。

しかしながら、この運動の重点実施事項として掲げております三大災害、火災災害、交通労働災害の防止の内、墜落・転落災害の防止措置義務違反が22.1%の現場で認められるなど、下記の法違反が認められたところです。

つきましては、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」も1か月を残すところとなりましたが、労働災害の発生状況及び監督指導の結果等も踏まえ、引き続き当該運動の積極的な取組をお願いいたします。

また、建設工事発注機関におかれましても、引き続き、災害動向、気象状況等を踏まえた安全対策を伴う工事発注及び指導の実施に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|-------------|-------------|
| 1 墜落・転落災害防止関係 | 61現場（22.1%） | |
| （1）足場等の作業床、手すり等の設置に関するもの | | 29現場（10.5%） |
| （2）高さ2m以上の作業床の端、開口部等の手すり、
囲い等の設置に関するもの | | 14現場（5.1%） |
| （3）足場の点検・記録に関するもの | | 17現場（6.2%） |
| 2 重機災害防止（移動式クレーン、車両系建設機械）関係 | 30現場（10.9%） | |
| （1）作業計画の作成・周知に関するもの | | 18現場（6.5%） |
| （2）立入禁止措置、誘導者の配置などの接触防止
措置に関するもの | | 4現場（1.5%） |

担当者：労働基準部安全課 主任安全専門官 大森 聡
電話：代表 011(709)2311 内線 3551